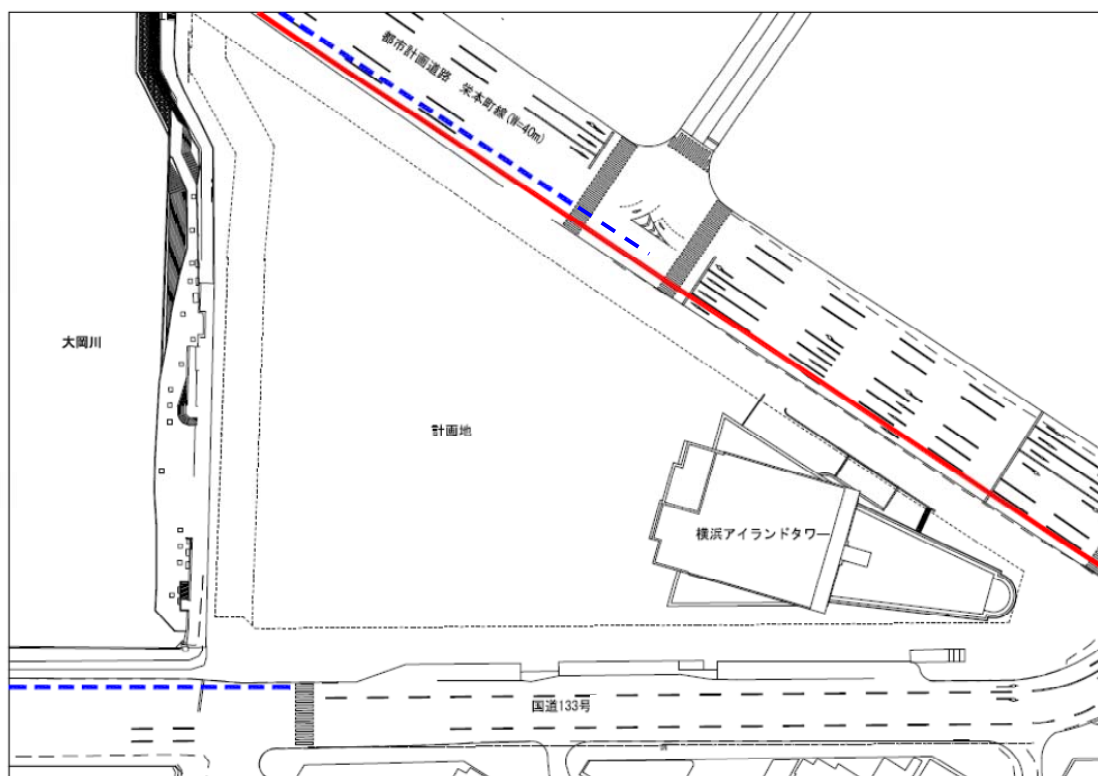
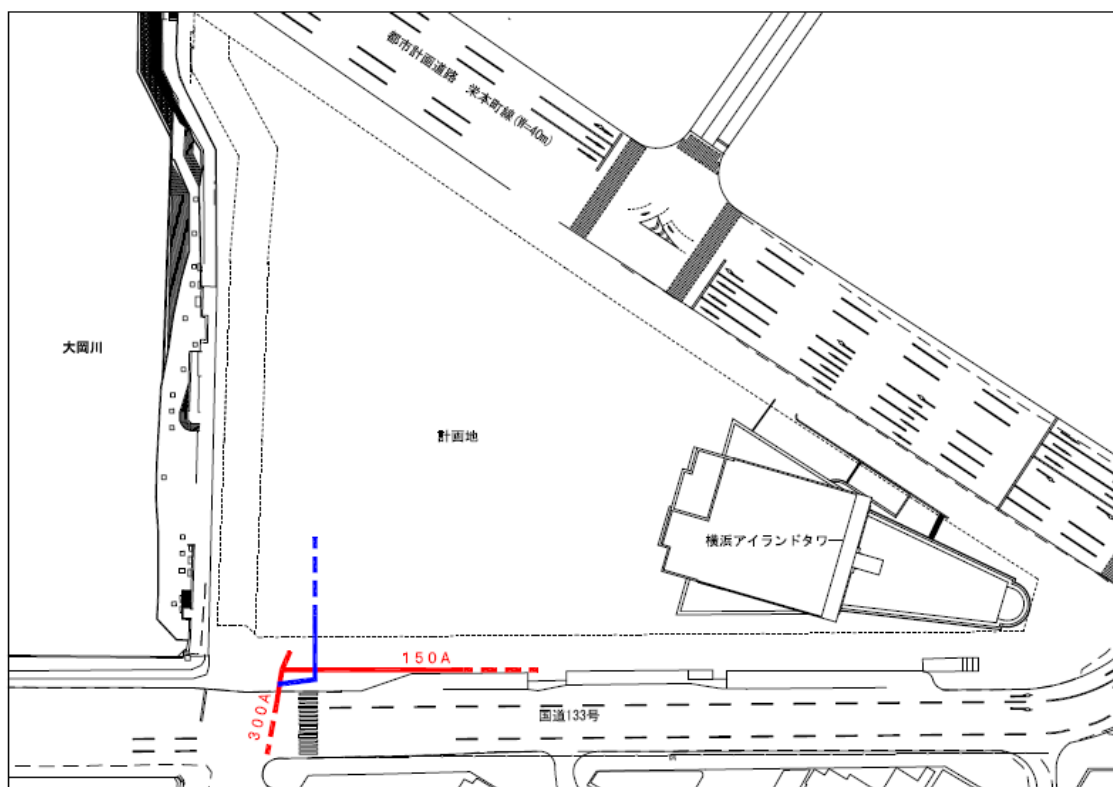


周辺インフラ状況（電話・電気・上水道・ガス）



(電話・電気)

- (電力) (東京電力)
特別高圧22kVスポットネットワーク
- - - (電話)
いずれの場所からも新設となる

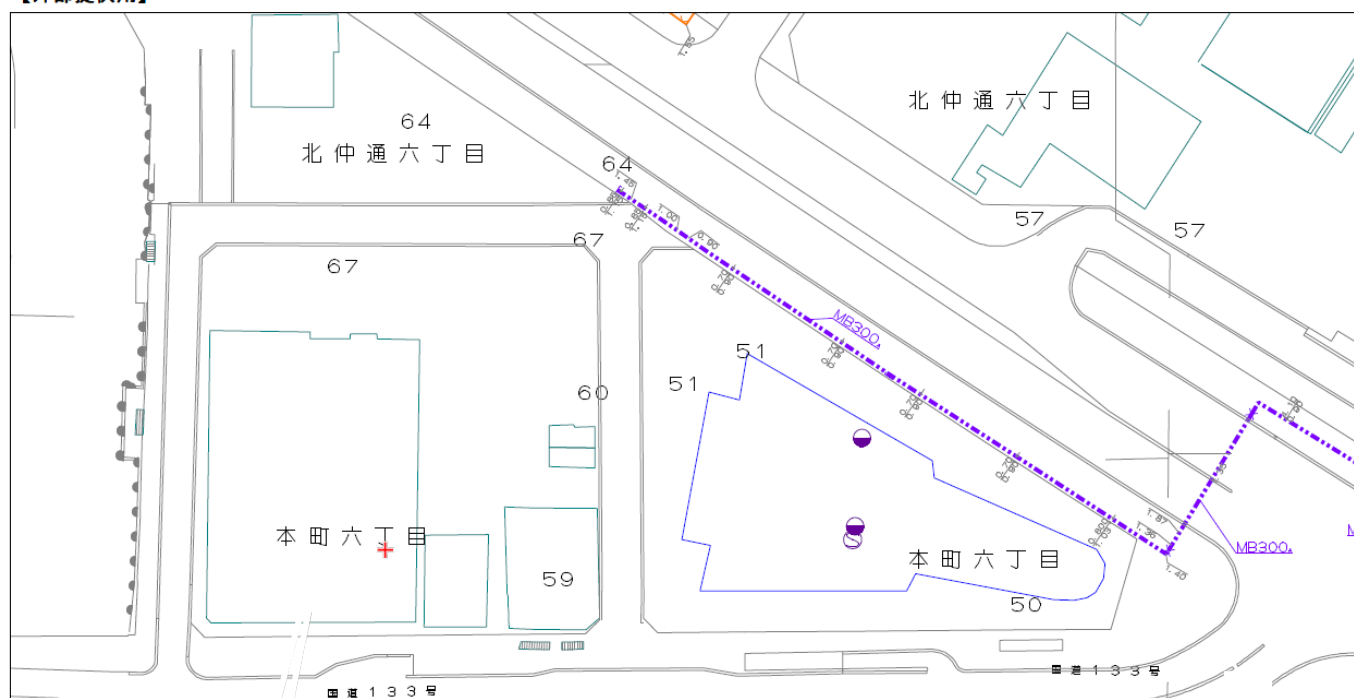


(上水道)

- 上水道
- - - 引込配管 (300Aに接続)

周辺インフラ状況（電話・電気・上水道・ガス）

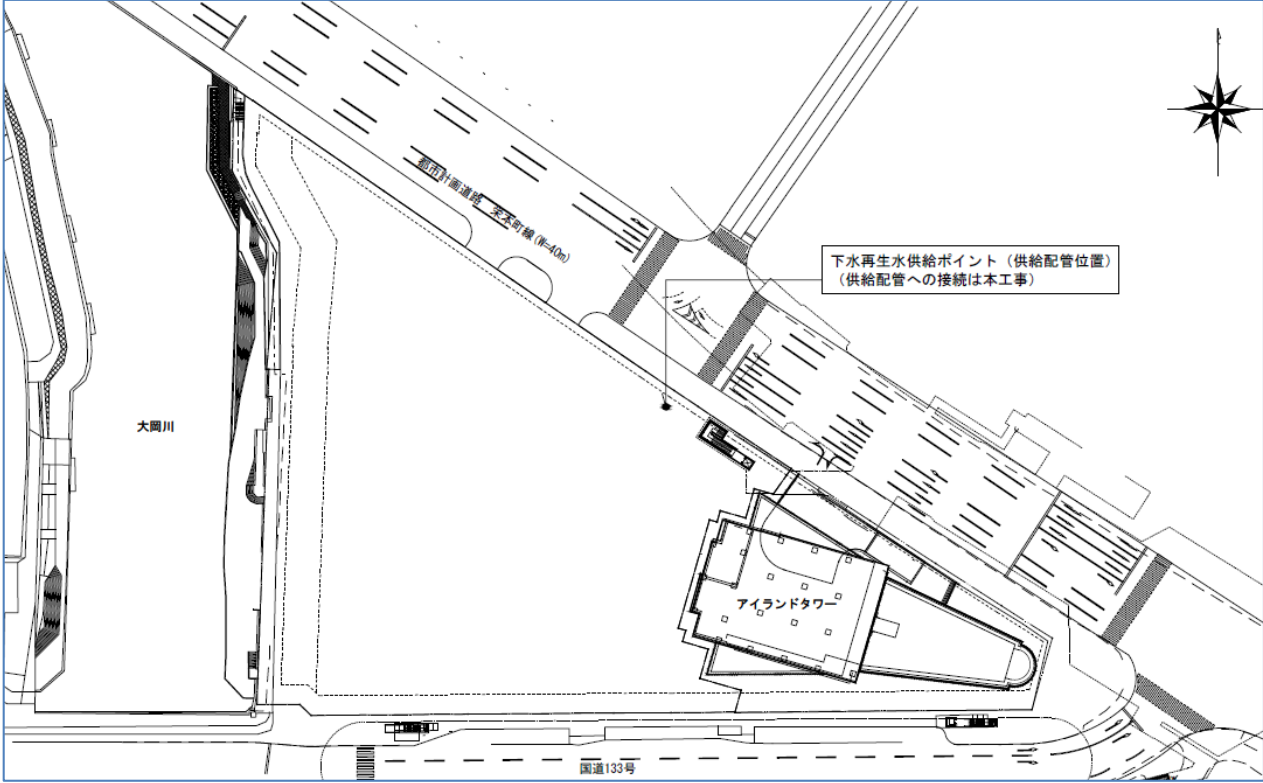
【外部提供用】



(ガス)

下水再生水概要

1. 下水再生水引き込み位置



2. 配管材質 など

- (ア) 量水器まで 指定なし
- (イ) 建設予定地内 要求水準に準じる
- (ウ) 衛生器具等 主要衛生器具メーカー「再生水仕様水質基準」以上の耐久性があるものとする

3. 工事区分

項目	本工事	別途 (横浜市)	備考
供給ポイントまでの配管工事		○	建設予定地内1mまで
建設予定地内配管 (供給ポイント以降)	○		バルブ設置等接続工事を含む
量水器本体	○		
量水器設置工事	○		建設予定地内設置
引き込み加入金、メーター加入金	—	—	なし

停電時に機能維持が必要な設備の一覧表

		設備名	備考
1	共通	諸室等性能表に記載のコンセント、照明及び空調設備	諸室等性能表に記載のとおりとする。
2	共通	法的、防災上必要な設備及び機器	
3	建築設備	エレベーター	自家発管制運転により、各バンクの50%ずつを同時に運転可能とする。 1バンク1台構成の場合は、100%とする。 エスカレーターは不要とする。
4	建築設備	自動扉	
5	建築設備	清掃用ゴンドラ	点検用などのゴンドラ、昇降設備を含む。
6	建築設備	防潮堤設備	
7	電気設備	ピット、点検歩廊などの照明	非常照明の設置がなく、かつ、照明なしで安全に戻ることが困難と予想される空間の照明は100%送電とする。
8	電気設備	照明制御設備	中央管理室に設置する制御装置本体及び通信経路上の電源の必要な機器一式
9	電気設備	外灯	周辺街路の歩行を補助するため、30%～50%程度を点灯する。
10	電気設備	光走行式避難誘導装置	
11	電気設備	非常文字表示装置	
12	電気設備	直流電源設備	非常照明用、受変電設備用とも
13	電気設備	燃料電池設備	
14	電気設備	構内情報通信網設備	EPSに設置するネットワーク機器へは100%送電とする。 二次側機器は、諸室等性能表中のコンセントの記載による。引き込み部分の各キャリアのネットワーク機器も100%送電とする。
15	電気設備	構内交換設備	電話交換機及び付属機器一式に100%送電とする。 PHSアンテナなどの通信機器も、100%送電とする。引き込み部分の各キャリアのネットワーク機器も100%送電とする。
16	電気設備	情報表示設備（時刻表示設備）	親時計へは100%送電とする。 個別に電源の必要な子時計は、送電不要とする。（内照式、デジタル表示型など）
17	電気設備	情報表示設備（マルチサイン設備）	
18	電気設備	映像・音響設備	諸室等性能表による。 個別の映像・音響設備は不要とする。
19	電気設備	誘導支援設備（インターホン）	
20	電気設備	誘導支援設備（便所呼出設備）	
21	電気設備	誘導支援設備（非常呼出設備）	

停電時に機能維持が必要な設備の一覧表

		設備名	備考
22	電気設備	誘導支援設備（難聴者支援設備）	諸室等性能表による。 個別の映像・音響設備は不要とする。
23	電気設備	テレビ共同受信設備	ヘッドエンドを含む各共聴機器に100%送電し、共聴可能とする。 各室のコンセントは諸室等性能表による。
24	電気設備	監視カメラ設備	
25	電気設備	駐車管制設備	内照式のサインなどを除き、管制機能を保てるように送電する。
26	電気設備	機械警備設備	
27	電気設備	入退室管理設備	
28	電気設備 機械設備	中央監視設備、自動制御設備	中央管理室、議会守衛室の機器の他、通信機器及び各リモートステーションなどの監視設備一式は、100%送電とする。
29	電気設備	庁舎内無線設備	
30	電気設備	電波障害対策設備	
31	電気設備	報道関係機関対応設備	
32	機械設備	給水ポンプ	上水、中水及び雑用水とも 中間階のブースターポンプ含む一式
33	機械設備	排水ポンプ	種別に関係なく全て
34	機械設備	給湯設備	諸室等性能表による。
35	機械設備	便所衛生器具	「第3 本施設整備の要求水準」による。
36	機械設備	換気設備、空調設備	上記機能の維持に必要な空調、換気設備に送電する。 ESP（熱源）へは送電しない。
37	その他	金融系テナント	金融系以外のテナントは含まない。
38	その他	自動販売機	災害時、停電時の飲料水確保などの観点から、100%送電対象とする。
39	その他	通信キャリアごとの不感知対応設備	
40	その他	その他必要なもの	

監視機器等設置場所一覧表

設備名	中央管理室 (防災センター)	守衛本部室	守衛室(分室) (4室)	総務局	放送室	総合案内所 (3階の案内所のみ)	特別職 秘書課受付	特別職 秘書課執務室 特別職 秘書室
自動火災報知設備	2階 総合操作盤(受信機)を設置 【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】に記載の機能を満たすこと マルチモニター(中央監視設備)に総合操作盤のモニター表示を表示可能なこと	2階 副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	無し	3階 無し	9階 無し	8階 無し
非常放送設備	非常放送設備本体 【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】に記載の機能を満たすこと 本施設全体に業務放送、非常放送などが可能なこととする 監視カメラ設備本体	無し	無し	無し	業務用リモートマイクを設置 本施設全体に業務放送を行うことができることとする	業務用リモートマイクを設置 低層部、市民利用部分などの特定の場所に業務放送を行うことができることとする	無し	無し
監視カメラ設備	監視カメラ設備本体 全てのカメラの監視、操作が可能なこととする マルチサイン設備に任意のカメラ映像、録画映像を表示可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 特別職、議会、主要な市民利用部分のカメラを監視可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 特別職、議会、主要な市民利用部分のカメラを監視可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 任意のカメラを監視可能なこととする	無し	無し	監視用端末(パソコン)を設置 特別職関係部分のカメラを監視可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 任意のカメラを監視可能なこととする
入退室管理設備 機械警備設備	入退室管理設備本体 全ての扉、ゲートの監視、操作が可能なこととする マルチサイン設備に制御・監視画面を表示可能なこととする	無し	無し	カード認証機を設置 カードの貸出、発行が可能なこととし、2台以上を設置する	無し	来庁者用のカードの貸与を行うこととする (設備は設置しない)	解錠ボタンを設置 特別職関連諸室の扉の施錠操作が可能なこととする	無し
便所呼出設備	便所呼出設備本体 本施設の呼出設備を設置した全ての便所からの呼出に対応可能なこととする	便所呼出設備の副親機を設置 本施設の呼出設備を設置した全ての便所からの呼出に対応可能なこととする	無し	便所呼出設備の副親機を設置 本施設の呼出設備を設置した全ての便所からの呼出に対応可能なこととする	無し	無し	無し	便所呼出設備の副親機を設置 本施設の呼出設備を設置した全ての便所からの呼出に対応可能なこととする
駐車場管理 駐車管制設備	警報のみを中央監視設備に表示する	無し	無し	無し	無し	認証機を設置	無し	無し
中央監視設備 (自動制御) (電力監視) BEMS 照明制御設備	監視設備本体 本施設の監視、制御、操作及び記録が可能 端末のモニターの他、他の設備と共用する100インチ×2相当のマルチモニターを設置する	無し	無し	監視用端末を設置 各種監視情報を監視、確認可能なこととする	無し	無し	無し	無し
エレベーター エスカレーター 監視設備	監視設備本体 本施設の全てのエレベーター、エスカレーターの監視、管制制御が可能	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
電動ブラインド 自動換気設備 などの 制御設備	制御設備 本体	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し

監視機器等設置場所一覧表

別紙22

設備名	守衛待機用カウンター (5室)	駐車場監視室	搬出入業者等受付	議会 総合受付	議会 守衛室	議会 事務室	議会 守衛待機用カウンター	議会 秘書室受付	議会 傍聴ロビー受付
自動火災報知設備	無し	地下1階 無し	地下2階 無し	副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	無し	副受信機を設置 火災情報を把握できることとする(監視のみ)	無し
非常放送設備	無し	無し	無し	業務用リモートマイクを設置 議会部分に、業務放送を行うことができることとする	業務用リモートマイクを設置 議会部分に、業務放送を行うことができることとする	業務用リモートマイクを設置 議会部分に、業務放送を行うことができることとする	無し	無し	無し
監視カメラ設備	監視用端末(パソコン)を設置 任意のカメラを監視可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 駐車場内、駐車場出入口などのカメラを監視可能なこととする	無し	監視用端末(パソコン)を設置 議会部分及びエントランスなどの必要箇所のカメラ映像の監視が可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 議会部分及びエントランスなどの必要箇所のカメラ映像の監視、操作が可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 議会部分及びエントランスなどの必要箇所のカメラ映像の監視が可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 任意のカメラを監視可能なこととする	監視用端末(パソコン)を設置 議会部分及びエントランスなどの必要箇所のカメラ映像の監視が可能なこととする	無し
入退室管理設備 機械警備設備	無し	無し	来庁者用のカードの貸与を行うこととする (設備は設置しない)	解錠ボタンを設置 議場出入口の施錠操作が可能なこととする 来庁者用のカードの貸与を行うこととする	監視端末を設置 議会部分内の扉、ゲートの監視、操作が可能なこととする	監視端末、カード認証機を設置 議会部分内の扉、ゲートの監視、操作が可能なこととする カードの貸出、発行が可能なこととする	無し	無し	解錠ボタンを設置 傍聴席出入口の施錠操作が可能なこととする
便所呼出設備	無し	無し	無し	無し	無し	便所呼出設備の副親機を設置 議会部分の便所からの呼出に対応可能なこととする 不在時は転送可能とする	無し	無し	無し
駐車場管理 駐車管制設備	無し	駐車管制設備本体 各ゲートの監視、操作、駐車台数の監視などが可能	無し	認証機を設置	無し	認証機を設置	無し	認証機を設置	無し
中央監視設備 (自動制御) (電力監視) BEMS 照明制御設備	無し	無し	無し	無し	無し	監視、操作端末(パソコン)を設置 議会部分内の空調設備などの監視、制御が可能なこととする	無し	無し	無し
エレベーター エスカレーター 監視設備	無し	無し	無し	無し	無し	監視副端末を設置 議会内のエレベーターについて、停止、階切離し及び専用運転などの操作が可能なこととする	無し	無し	無し
電動ブラインド 自動換気設備 などの 制御設備	無し	無し	無し	無し	無し	操作端末を設置 議会部分の設備の監視、操作が可能なこととする	無し	無し	無し

室名	階	映像設備						音響設備						その他の設備	備考	
		天井埋込スクリーン			プロジェクター			スピーカー				マイク				
		220インチ	180インチ	120インチ	天井隠蔽型	天吊型	可搬型	壁埋込	壁付	天井埋込	可搬型	有線マイク	ワイヤレス			ワイヤレス
屋根付き広場	1階							○ ※1			2	6	6	4	200インチモニター×1（壁付） 50インチモニター×5（壁付） 50インチモニター×4（自立可搬型） 映像音響操作卓（移動式）×1 可動式音響反射板 スポットライト（クセノン1kW）×4	※1 スピーカーの設置方法は提案による
市民協働スペース（大） 280㎡	1階	○ ×2					○ ×2			○		4	4	4	演台×2 映像音響操作卓×2	1室使い、1+1室（分割）使い時のいずれにも対応できる設備とすること
市民協働スペース（小） 200㎡	1階			○			○			○		4	2	2	映像音響操作卓×1 50インチモニター×2（壁付）	
記者会見室 50㎡	9階			○			○			○		2	1	1	音響架×1	調光は壁スイッチから行う マイク音声を外部出力可能とすること
レクチャールーム（市長会見室） 100㎡	9階			○			○			○		2	2	2	演台×1 映像音響操作卓×1	マイク音声を外部出力可能とすること
職員クラブ 50㎡	適宜			○			○			○		2	1	1	音響卓×1	調光は壁スイッチから行う
共用会議室 （24人用、36人用のみ計15室） （高層用エレベーター乗継階）	適宜			○			○			○		2/室	1/室	1/室	音響卓×1/室	調光は壁スイッチから行う
レセプションルーム 260㎡	最上階		○ ×3				○ ×3	○		○		4	4	4	演台×1、司会台×1 映像音響操作卓×1 スポットライト（クセノン1kW）×2	プロジェクター3台によるマルチスクリーン
多目的ルーム 400㎡	3階		○ ×2				○ ×2	○		○		8	4	4	100インチモニター×1（壁付） 50インチモニター×4（天吊） 演台×1、司会台×1 映像音響操作卓×1	プロジェクター2台による、マルチ表示が可能な設備とすること
一般会議室 （50㎡程度×6室以上）	7から8階			○			○			○		2/室	2/室	2/室	50インチモニター×1（壁付）/室 演台×1/室、司会台×1/室 映像音響操作卓×1/室	
視察受入・迎費用会議室 150㎡	3階		○ ×2				○ ×2	○		○		8	4	4	50インチモニター×3（壁付） 17インチモニター×26 （17インチモニターは机に取付とし、机を含む） 演台×1、司会台×1 映像音響操作卓×1	プロジェクター2台による、マルチ表示が可能な設備とすること

備考欄の用語の説明

- 演台** : 報告、発表などを行うための台
 A3サイズの資料とノート型パソコンを置くことのできる寸法とする
 バウンダリーマイクを設置する
 プロジェクターがある場合は、映像が確認できる小型モニターを設置する
 設置する部屋の設えにあわせた外装とすること
- 司会台** : 司会などを行うための台
 A3サイズの資料とノート型パソコンを置くことのできる寸法とする
 バウンダリーマイクを設置する
 設置する部屋の設えにあわせた外装とすること
- 映像音響操作卓** :
 各種映像、音響及び照明などを総合的に操作することのできる卓
 電動カーテンや電動ブラインドを設置する場合は、卓上から操作できるようにすること
 室の大きさにあわせて1名から2名で操作を行う
 入力されている各映像を同時にモニターできる小型モニターを設置する
 パソコンからの映像に対応する他、ブルーレイなどの再生機器を設置する
 設置する部屋の設えにあわせた外装とすること
- 音響卓** : マイクからの音声を調整しスピーカーに出力する機器を備えた移動式のワゴン
 マイクの種類、本数にあわせた機器を備えること
- 音響架** : 音響卓と同様の設備を据え置き型のラックに設置した設備
 音響卓の機能に加え、放送局などの持込設備へ音声の外部出力が可能な接続盤、端子を設けること

各種呼出、インターホン設備 一覧表

1. 便所呼出設備

設備名	呼出種別	呼出側		呼出先	通話	PHS	備考	
便所呼出設備	便所呼出	各階	Cグレードの便所	→ 2階	中央管理室	○	原則としては中央管理室で一括対応を行う 総務局管理課では発生状況の把握などを行う	
			B、C、Dグレード 多目的便所	→ 2階	守衛本部室	○		
				→ -	総務局管理課	○		
				特別職エリアの該当便所	→ 8階	特別職秘書課執務室	○	原則としては中央管理室で一括対応を行う
					→ 2階	中央管理室	○	
				議会部分の該当便所	→ 8階	議会事務室	○	状況に応じて最も早く対応できた部署が対応を行う
			→ 8階	守衛室（議会）	○			
			→ 2階	中央管理室	○			

2. 緊急呼出設備

設備名	呼出種別	呼出側		呼出先	通話	PHS	備考	
緊急呼出設備	緊急呼出	1階	総合案内所	→ 2階	守衛本部室	×	主としては守衛本部室を呼び出すが、緊急対応として隣接する受付事務室にも報知する	
				→ 1階	受付事務室	×		
		1階	案内事務室	→ 2階	守衛本部室	×	○	
		3階	総合案内所	→ 2階	守衛本部室	×	主としては守衛本部室を呼び出すが、緊急対応として隣接する受付事務室にも報知する	
				→ 3階	受付事務室	×		
		3階	受付事務室	→ 2階	守衛本部室	×	○	
		3階	応接室（受付用：各室）	→ 2階	守衛本部室	×	○	
				→ 3階	受付事務室	×		
		2階	市民情報センター	→ 2階	守衛本部室	×	○	
		2階	市民相談室	→ 2階	守衛本部室	×	○	
		地下2階	搬出入業者受付	→ 2階	守衛本部室	×	○	
		9階	特別職秘書課受付	→ 2階	守衛本部室	×	○	
		3階	議会総合受付	→ 3階	受付事務（議会）	×	○	
				→ -	議会守衛室	×		
				→ 2階	守衛本部室	×		
		-	守衛待機用カウンター（議会）	→ -	守衛室（議会）	×	○	
				→ 2階	守衛本部室	×		
		3階	受付用応接室（議会：各室）	→ 3階	受付事務（議会）	×	○	
→ 8階	議会事務室			×				
→ -	議会守衛室			×				
→ 2階	守衛本部室			×				
8階	市民対応スペース	→ 8階	議会事務室	×	○			
		→ -	議会守衛室	×				
		→ 2階	守衛本部室	×				
-	窓口執務室 （個別相談ブースなど：10室程度）	→ 2階	守衛本部室	×	○			
		→ -	所管課執務室	×				
		→ 2階	守衛本部室	×				

3. 業務上簡易呼出装置

設備名	呼出種別	呼出側		呼出先	通話	PHS	備考
秘書呼出設備	呼出表示	8階	正副議長室	→ 8階	秘書室	×	正副議長が、来客中などに受話器を使わなくとも秘書を呼び出せるような設備 秘書室側に呼出し表示（点灯+小音量）を設置する

4. インターホン設備

設備名	呼出種別	呼出側		呼出先	通話	PHS	備考
インターホン設備	解錠呼出	1階	通用口	→ 1階	守衛室（分室）	○	○
				→ 2階	守衛本部室	○	
施設管理用インターホン	施設管理	各所	電気室、機械室など	⇔ 各所	電気室、機械室など	○	点検用にハンズフリーで相互通話することが可能なインターホン
エレベーター監視設備	故障など	各所	全エレベーターかご内	⇔ 2階	中央管理室	○	×
				⇔ 2階	中央管理室	○	×
		議会内	議会用エレベーターかご内	⇔ -	守衛室（議会）	○	×
				⇔ 8階	議会事務室	○	×
議場設備	議会運営	6階	議場（議長席）	⇔ 6階	議場（※1）	○	※1 議員席、当局説明員席、議会議席など ※2 市長席、副市長席、当局説明員席、議会議長席、議会議席、答弁資料準備室など ※3 議員席、当局説明員席、議会議員席、議会議務室、傍聴席守衛
		6階	議場（市長席）	⇔ 6階	議場（※2）	○	
		6階	議場（副市長席）	⇔ 6階	議場（※2）	○	
		6階	議場（説明員席）	⇔ 6階	議場（※2）	○	
		6階	議場（議会議席）	⇔ 6階	議場（※3）	○	
		6階	議場（議会議長席）	⇔ 6階	議場（※3）	○	
		6階	当局職員控室	⇔ 6階	議場（当局説明員席）	○	
駐車管制設備	故障など	地下	駐車場ゲート	-	駐車場監視室	○	○

しゅん工後の6か月、1年、2年の点検時にESP事業者と協力して次の運転実績報告を行い、設置機器・システムの稼働状況及び提案時に提示された省エネルギー性能が達成されていることを確認する。また、不具合及び性能未達成の場合には改善のための方策を検討する。

報告に当たっては、時間別、日別、週間、月間、年間データをもとに報告書を作成する。

(報告内容)

1. 部位別、設備別の消費エネルギー報告

(ア) 部位別

- ① 低層部 (階別) ② 議会部分 ③ 高層部 (階別) ④ テナント
⑤ 屋根付き広場 ⑥ ESP ⑦ その他 ⑧ 横浜アイランドタワー
(⑧についてはESPからの供給エネルギーのみとする)

(イ) 設備別

- ① 照明 ② コンセント ③ 熱源機器 ④ 空調機類 ⑤ 送排風機類
⑥ ポンプ類 ⑦ エレベーター等 ⑧ その他

(ウ) エネルギー種別

- ① 電力 ② 冷房エネルギー ③ 暖房エネルギー ④ ガス
⑤ 上水 ⑥ 雑用水 ⑦ その他

2. 創エネルギー等システムによる エネルギー取得量 及び 効率報告

(ア) コージェネレーションシステム

(イ) 燃料電池システム

(ウ) 太陽光発電システム

(エ) 下水道再生水採熱システム

(オ) その他提案があったもの

3. 機器ごとの熱源効率及び総合効率報告

4. 施設全体の一次エネルギー換算報告

5. 上記報告に関連した項目の報告

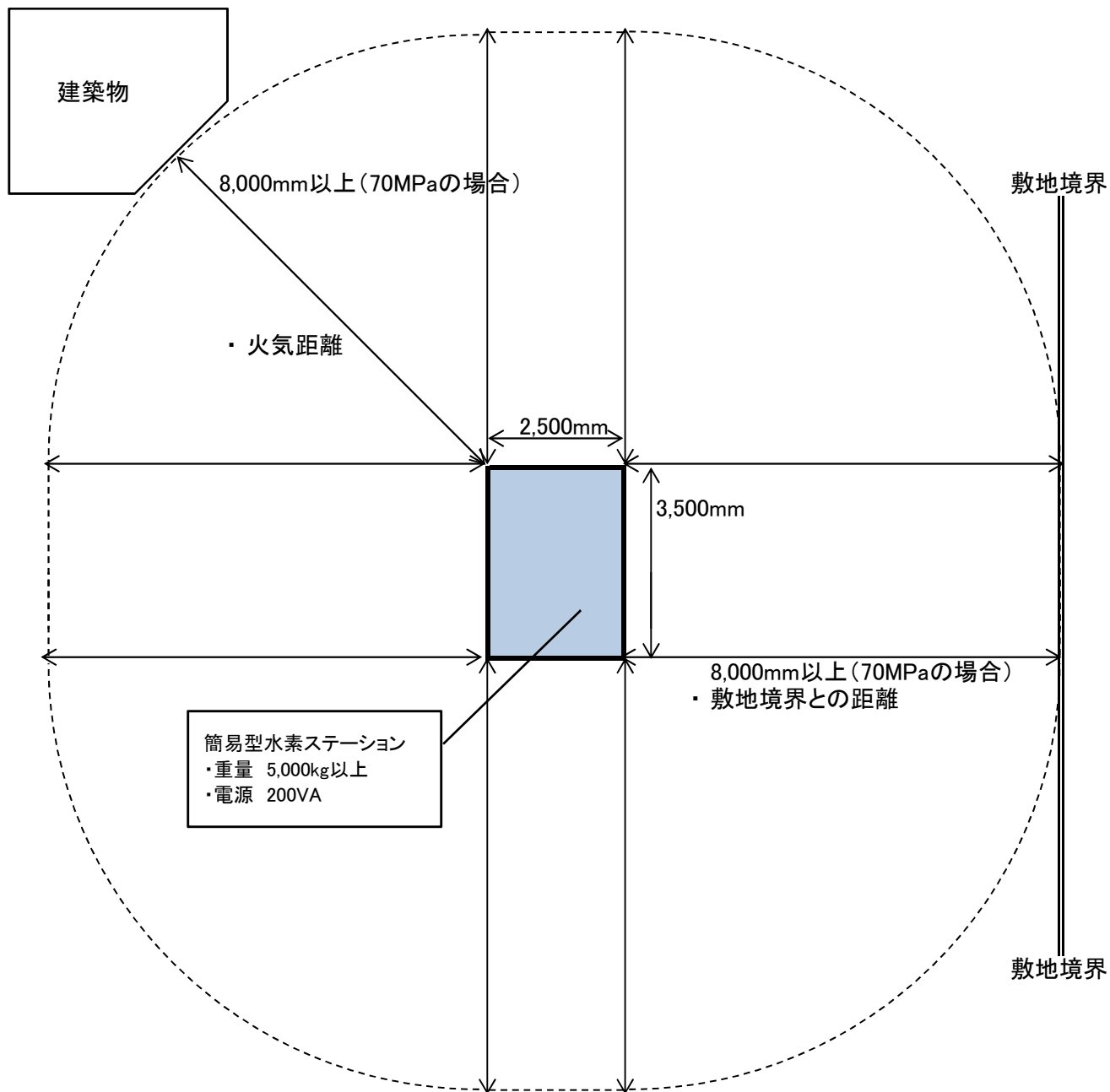
上記報告内容と連携させた内容とする

(関連項目) 外気温度、室温湿度、外気温湿度、日射量、冷温水量・温度 (往還)、
冷却水温度 (往還)、下水道再生水量・温度 (in/out)、機器運転時時間、高
調波、排気NOx量 など

簡易型水素ステーションの設置条件

次に示す条件の水素ステーションが設置可能なスペースを確保し、必要な設備を用意すること。

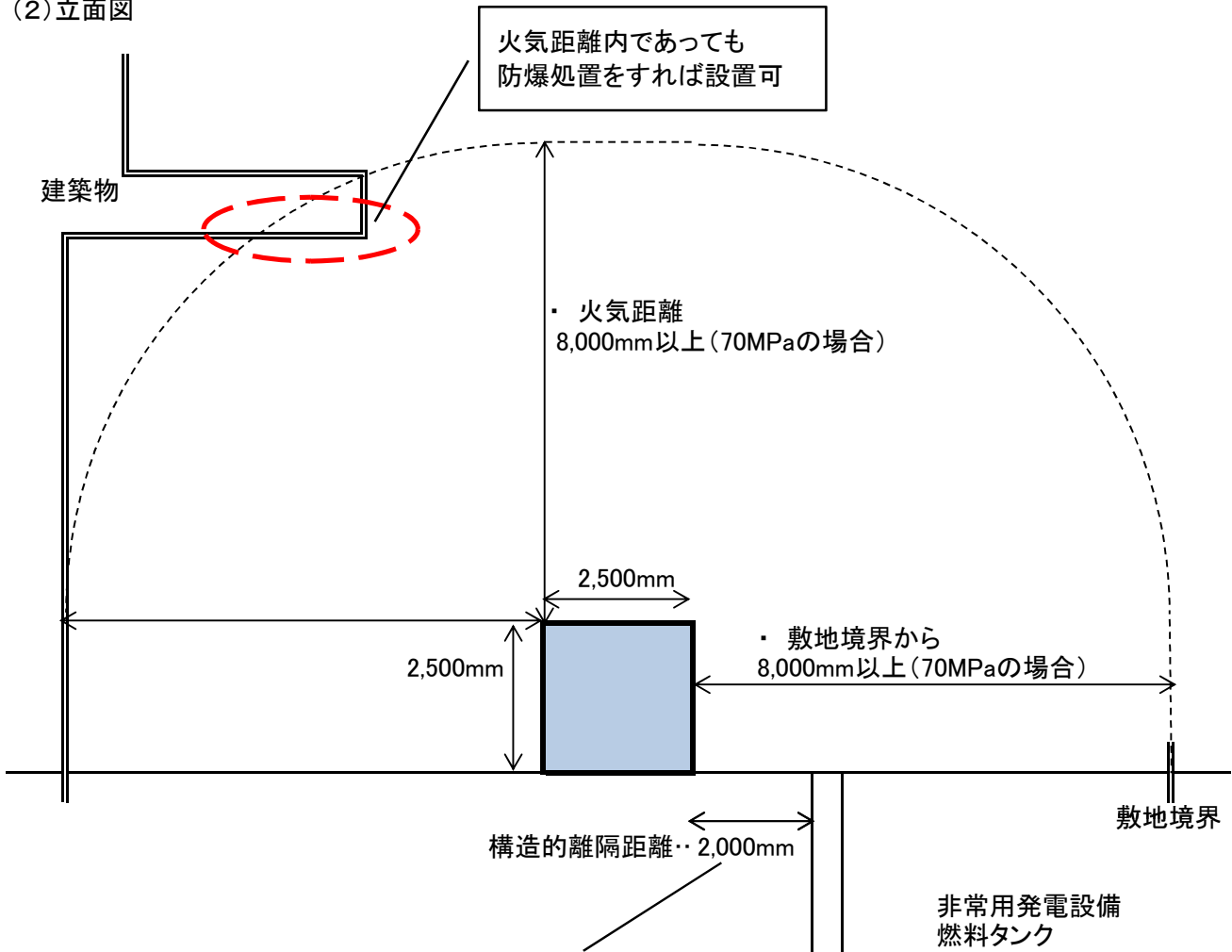
(1) 平面図



- ・ 電源は近傍(屋内)の電源盤内に配線用遮断器(ブレーカー)を用意し、設置場所までの配管ルートの構築までを工事範囲とする。(ブレーカー二次側配線は別途)
- 回路は専用回路とし、電力量計を設置し、中央監視設備にて自動検針可能とすること。
- ・ 上水は、設置場所まで配管し、プラグ止めとする。
- 量水器は、近傍(屋内)に設置し、中央監視設備にて自動検針可能とすること。

簡易型水素ステーションの設置条件

(2) 立面図



「燃料タンク室の壁の耐力」と「水素ステーション設置地盤の地耐力※」が保証されていれば、構造的離隔距離は2m程度まで短縮できるが、ともに確保できなければ、7.5m程度必要と見込まれる。

※高圧ガス保安法 高圧ガス設備等耐震設計基準や神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準を遵守すること。

(A: 液状化が発生する恐れのない土質であること、かつ、B: 基礎に接する地盤面の支持力が10KN/m²以上であること)

※建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与 **※貸与期間は終了しました。**

※建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与 **※貸与期間は終了しました。**

※建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与 **※貸与期間は終了しました。**

○北仲通南地区第二工区土壤調査業務 土地利用の履歴等調査 報告書
(平成18年12月)

○北仲通南地区第二工区土壤調査業務 報告書
(平成18年12月)

○北仲通南地区第二工区土壤調査業務 (追加調査) 報告書
(平成19年11月)

○新市庁舎整備予定地土壤調査計画策定業務委託 報告書
(平成26年12月)

○新市庁舎整備予定地土壤調査業務委託 報告書
(平成27年3月)

※建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与 **※貸与期間は終了しました。**